

第3回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会議事録

会議の名称	令和3年度第3回廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	令和3（2021）年7月1日（木）午後3時から午後4時40分まで
開催場所	門真市立リサイクルプラザ3階会議室（門真市深田町19番5号） （CiscoWebex（Web会議システム）を活用したオンライン会議）
出席者	<p>【委員会委員（出席人数5人/5人中）】</p> <p>委員長 水谷 聡                      副委員長 藤田 香</p> <p>委員 安田 浩章                      委員 大矢 宏幸</p> <p>委員 宮井 勝久</p> <p>【事務局】</p> <p>出席者 環境水道部次長      廣田 真紀      環境政策課長              森本 聡</p> <p>環境政策課長補佐 松岡 祐樹      環境政策課副参事 上野 安宏</p> <p>環境政策課主査      樋口 翼</p> <p>【担当課】</p> <p>クリーンセンター施設課長              山下 貴志</p> <p>クリーンセンター施設課長補佐 横山 裕司</p>
議題 （内容）	<p>1. 要求水準書について</p> <p>2. 実施要領（案）について</p> <p>3. 評価基準（案）について</p> <p>4. その他について</p>
傍聴定員	—（非公開のため）
担当部署 （事務局）	（担当課名）環境水道部環境政策課 （電 話）06-6909-4129（直通）

松岡(事務局)	<p>定刻となりましたので、ただいまより、第3回「門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の議事進行を務めさせていただきます、環境水道部環境政策課長補佐の松岡でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日も、前回に引き続きウェブ会議システムを活用したオンライン開催とさせていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本委員会は、廃棄物処理業務委託事業者の選定にあたり、適正かつ公平な事業者選定を行うことを目的として実施するものであり、本日の案件は「清掃施設運転維持管理事業（3）業務委託」で、令和4（2022）年度の事業者を総合評価落札方式で選定するものであります。</p> <p>なお、本日は要求水準書をご確認いただいた後、「実施要領（案）」及び「評価基準（案）」についてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、本日お配りさせていただいております資料のご確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、1番目「議事次第」でございます。</p> <p>2番目、右肩に「資料1」と記載しております「清掃施設運転維持管理事業（3）業務委託要求水準書」でございます。</p> <p>3番目、右肩に「資料2」と記載しております「令和3（2021）年度総合評価一般競争入札実施要領（案）」でございます。</p> <p>4番目、右肩に「資料3」と記載しております「令和3（2021）年度門真市総合評価一般競争入札共同企業体取扱要領（案）」でございます。</p> <p>5番目、右肩に「資料4」と記載しております「清掃施設運転維持管理事業（3）業務委託落札候補者選定における評価基準（案）」併せて「資料4」に係る「別紙1」、「別紙2」でございます。</p>
---------	--

水谷委員長	<p>以上の5種類ですが、お手元にはない資料がございましたらお知らせいただければと思います。</p> <p>次に「委員会の成立について」ご報告いたします。</p> <p>本日は現時点で、委員5名中5名の方にご出席していただいておりますので、「門真市附属機関に関する条例施行規則」第5条第2項の規定により、本委員会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、以後の進行を水谷委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしく申し上げます。</p> <p>皆さんこんにちは。</p> <p>お忙しい中と思いますが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日も円滑な進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事次第に従いまして、まず「要求水準書について」事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
松岡(事務局)	<p>はい。それでは、要求水準書につきまして、事業担当課であるクリーンセンター施設課よりご説明させていただきます。</p>
横山(担当課)	<p>それでは、清掃施設運転維持管理事業(3)業務委託の内容をご説明します。</p> <p>清掃施設につきましては、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度の2年間において清掃施設運転維持管理事業(2)業務委託及び更新工事を履行中ですが、令和4(2022)年3月31日をもって期間が満了することから、新たに本業務委託を実施するものです。なお、更新工事については、今回ございません。</p> <p>まずは、清掃施設の現状についてご説明します。要求水準書6ページの表7「施設概要」をご覧ください。</p> <p>清掃施設は、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設があります。</p> <p>ごみ焼却施設は、4号炉、5号炉の2炉です。</p> <p>まず、4号炉は、平成元(1989)年3月に竣工し、現在32年が経過しています。平成13(2001)年度から平成14(2002)年度にかけてダイオキシン類排出削減対策工事を実施した関係で、公称能力は</p>

日量144トンですが、現状としては日量約100トンの処理となっています。

次に、5号炉は、平成8（1996）年3月に竣工し、現在25年が経過しています。公称能力は日量156トンですが、現状としては日量約130トンの処理となっています。

次に、粗大ごみ処理施設は、4号炉と同じく平成元（1989）年3月に竣工し、現在32年が経過しています。公称能力は5時間で30トンの処理が可能ですが、現状としては日量約12トンの処理となっています。

以上が清掃施設における現状です。

次に、業務委託の概要についてご説明します。

1 ページの2 業務概要をご覧ください。

本業務は、発注者が門真市クリーンセンターに搬入された一般廃棄物を、本施設で適正に処理を行うための運転管理及び維持管理を含めた包括的な業務を受注者に委託するものです。

次に、2）本業務の委託期間についてご説明します。

(1)業務準備期間は、契約締結日から令和4（2022）年3月31日までで、既存受注者から円滑に業務を引継ぐ期間です。

(2)乖離請求期間は、令和4（2022）年4月1日から同年9月30日までで、受注者が本施設に係る要求水準書の記載内容並びに本市及び既存受注者から引継ぎを受けた内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、乖離に基づく費用負担等を発注者に請求できる期間です。

(3)運営対象期間は、令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までで、受注者が本業務を行う期間です。

(4)業務期間は、契約締結日から令和5（2023）年3月31日までです。

なお、現在履行中の業務委託の期間は2年間ですが、今回発注する業務委託は、1年間で実施いたします。

その理由につきましては、責任所在の明確化及び工程調整等の関

係上、令和5（2023）年度から予定しているごみ焼却施設5号炉の基幹的設備改良工事、いわゆる延命化工事と令和5（2023）年度からの包括管理運営委託の業者を同一とするため、令和4（2022）年度からの委託期間を1年間とするものです。

次に、2ページからは、3）基本的な業務条件として、(1)にごみ焼却施設の年間のごみ処理量、ごみ質、稼働計画、令和2（2020）年度の稼働実績を記載しています。

③稼働計画のア)において、令和4（2022）年度における本施設の稼働計画は、令和5（2023）年度以降の稼働計画を検討するため、4号炉及び5号炉の長期稼働の検証や課題整理のほか、5号炉を中心とした稼働試験等も行う計画であるので、受注者は発注者に協力するものとし、発注者と協議して稼働計画を定めることを記載しています。

これらを記載している理由としましては、本市においては、令和5（2023）年度にごみ焼却施設5号炉の基幹的設備改良工事を予定しており、その間は4号炉のみの稼働となります。また、令和5（2023）年度末で4号炉を休止し、令和6（2024）年度以降は、5号炉のみの1炉体制の方針としております。

これらのことから、定期点検整備等による稼働停止期間をできるだけ短縮し、ごみの外部処理量を抑制することを目指しているためです。

なお、令和2（2020）年度の稼働実績は、5号炉で稼働日数が223日、4号炉で稼働日数が120日でありました。

次に、4ページの(2)に粗大ごみ処理施設の年間のごみ処理量、運転日数を記載しております。

なお、受注者は、粗大ごみ等の処理方法について、既存施設の活用に限らず、現状よりも良い処理方法がある場合には、新たな提案を行うことができるものとしております。

次に、10ページの4業務範囲、1）受注者の業務範囲をご覧ください。

まず、(1)本業務の準備等では、業務準備期間中に要求水準書に基づき、運営管理の基本理念及び業務実施計画書を作成することや、学習計画書を作成し、それをもとに業務内容の習熟を図り、運営期間開始日から完全な引継ぎが行える体制とすること等を記載しています。

次に、(2)運転管理業務をご覧ください。

まず、①ごみ焼却施設運転管理業務は、ごみ焼却施設4号炉、5号炉の運転管理業務体制（24時間2交替、4班体制）のうち、発注者が指定する2班分の勤務割り当て時間における業務です。なお、残り2班は直営となっております。

主な内容は、下の囲みの中に記載のとおりです。

次に、11ページの②集じん灰安定化装置運転管理業務は、ごみ焼却施設から発生する飛灰を重金属等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、重金属固定剤（液体キレート）処理により混練し、適切に貯留する業務で、主な内容は、下の囲みに記載のとおりです。

次に、③粗大ごみ処理施設運転管理業務は、粗大ごみ等を破碎し、不燃物、金属類、可燃物に分類し、適正に処理する業務で、主な内容は、下の囲みの中に記載のとおりです。

次に、④粗大ごみ類前選別処理業務は、粗大ごみ、小型ごみ等に様々な品目や危険物等が大量に含まれているため、破碎処理前にクリーンセンター内にて選別業務を行います。主な内容は、下の囲みに記載のとおりです。

次に、12ページの⑤防火・防災管理業務では、受注者は緊急時や災害時の対応マニュアルの作成や、自主防火・防災組織の整備等を行います。

次に、13ページの(3)維持管理業務についてご説明します。

維持管理業務につきましては、ごみ焼却施設等の健全で円滑な運営を継続し、維持管理に必要な補修業務、保全業務、公害監視機器管理業務等です。

13ページの①補修業務は、34ページから44ページに記載の別紙①指定補修計画書に定める内容について、実施することとしています。

なお、参考としまして45ページから54ページに補修履歴等を記載しています。

次に、13ページの②保全業務の具体的な内容は、下の囲みの中に記載のとおりです。

次に、③公害監視機器管理業務は、14ページの表11に示す現在使用している公害監視機器の点検及び部品の交換等です。

次に、14ページの④ゴンドラ保守点検業務は、ゴンドラの保守・点検等を行います。

次に、(4)その他業務につきましては、①情報管理業務、②支援業務、③備品・貸与品の管理業務、④行政機関への届出等に伴う資料作成業務、⑤各種協議会への出席等、⑥処理不適合物の保管業務、⑦事業活動に伴い発生する廃棄物の処理業務、⑧本業務遂行上必要とされる業務、⑨更新等の計画における支援業務です。

次に、15ページの(5)引継ぎに関する業務の具体的な内容は、記載のとおりです。

次に、16ページの2)発注者の業務範囲についてご説明します。

(1)のごみ焼却施設運転管理業務は、ごみ焼却施設4号炉、5号炉の運転管理業務体制(24時間2交替、4班体制)のうち、発注者、いわゆる直営2班分の業務で、主な内容は下の囲みに記載のとおりです。

その他としては、(2)焼却灰の搬出、処分、(3)処理不適合物の搬出、処理、処分、(4)本業務の実施状況の監視・検査です。

また、17ページから19ページの表12で発注者と受注者の業務区分を示しています。

次に、20ページ及び21ページの表13リスク分担は、業務の実施において潜在する様々なリスクを抽出し、発注者及び受注者の分担を予め明確化するためのものです。

次に、22ページの4) 施設の使用は記載のとおりです。

次に、5) 費用負担は、発注者の負担及び受注者の負担について、それぞれ記載しています。具体的な内容はそれぞれ囲みの中に記載のとおりです。

次に、23ページの5 運営管理に関する要件等をご覧ください。

1) 基本的な事項では、(1)機能維持のための検査、(2)実績報告書の保存を、2) 本施設に係る要件では、(1)受入供給設備、(2)焼却設備、(3)排水処理設備、(4)排ガス処理設備、(5)焼却灰等、(6)作業環境管理、(7)業務従事者の安全衛生管理をそれぞれ記載しています。

次に、24ページの3) 遵守事項では、(1)関係法令等の遵守として①～⑩に具体的な法令を記載し、(2)許認可等として許認可、報告、届出を記載しています。

次に、25ページの4) の運営管理業務のための人員等では、有資格者及び人員の確保、統括責任者・副統括責任者・班長の配置、地元企業の活用・地元住民の雇用、教育・訓練、必要な能力及び能力不足の場合の対応等をそれぞれ記載しています。

なお、統括責任者については、ごみ処理施設技術管理士の資格を有し、かつ、ごみ焼却施設での実務経験が5年以上及び責任者としての実務経験を有する者を、廃棄物処理施設技術管理者として配置し、また副統括責任者及び班長については、ごみ焼却施設での実務経験が3年以上の者を配置することとしています。

また、参考として、27ページに図6 運営管理業務の人員配置を、表16 運転管理業務等必要資格をそれぞれ記載しています。

また、28ページに5) 監督職員及び検査等、6) 特定部品の使用、7) 保安及び盗難防止、8) 保険の加入をそれぞれ記載しています。

次に、29ページからは環境に係る各種基準等を、33ページには運営期間終了時における本施設の要求水準をそれぞれ記載しています。

これまでご説明しました内容は、清掃施設の基本性能を発揮させ

	<p>るとともに、その安全性を確保しつつ、効率的、一体的な運営を行うことを目的としています。</p> <p>次に、これまでの説明内容と重複いたしますが、現在履行中の業務委託と今回発注する業務委託との変更点についてご説明します。</p> <p>主な変更点は1点です。</p> <p>現業務委託の期間は2年間ですが、今回発注を行う業務委託は、要求水準書の2ページに記載のとおり1年間で実施いたします。</p> <p>その理由については、責任所在の明確化及び工程調整等の関係上、令和5（2023）年度から予定しているごみ焼却施設5号炉の基幹的設備改良工事と令和5（2023）年度からの包括管理運営委託の業者を同一とするため、令和4（2022）年度からの委託期間を1年間とするものです。</p> <p>主な変更点は以上です。</p> <p>これをもちまして、清掃施設運転維持管理事業（3）業務委託の概要説明を終了させていただきます。</p>
水谷委員長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、確認しておきたい事項やご質問等はいかがでしょうか。</p> <p>それでは、私から1点伺いたいと思います。ちょっと聞き取りにくかった部分もあって、基本的なところで申し訳ありませんが、全体を4班で運転されていて、そのうちの2班を直営でされて、残りの2班に対して今回運営委託するという理解で間違いなかったでしょうか。</p>
横山(担当課)	はい、そうです。
水谷委員長	<p>わかりました。</p> <p>それでは、委員の方々何かご質問等ありましたら、よろしく願いします。</p> <p>安田委員お願いします。</p>
安田委員	<p>委員長すみません。</p> <p>私1点だけなのですが、33ページの10)の言葉の確認ですが、②</p>

	<p>で「瑕疵担保期間」と書かれているのですが、民法改正で現在、「瑕疵担保」という言葉ではなく「契約不適合責任」に変更されているため、表現を変更された方が良いと思っているのですが、その件についてはいかがでしょうか。</p>
水谷委員長	この件について回答をお願いします。
山下(担当課)	ご助言ありがとうございます。「契約不適合責任期間」という形で変更するように調整いたします。
安田委員	わかりました。よろしく願いいたします。
水谷委員長	他にいかがでしょうか。
宮井委員	すみません委員長。よろしいですか。
水谷委員長	お願いいたします。
宮井委員	委員長からご指摘いただいた部分と少し関係するのですが、要求水準書1ページの2業務概要の部分では、「運転管理及び維持管理を含めた包括的な業務を受注者に委託する」という風に記載があります。
	<p>先程ご説明があったとおり、4班のうち2班分を直営で運転をするのであれば、普通といいますか、一般的な包括管理委託とは内容が異なるかと思うのですが、その辺の責任区分はどのようになっているのでしょうか。</p>
水谷委員長	事務局お願いいたします。
山下(担当課)	<p>私から説明いたします。</p> <p>要求水準書17ページから19ページの表12に「業務区分」、20ページ及び21ページの表13に「リスク分担」をそれぞれ示しております。原則的には、受注者が実施した業務に起因するものは受注者が、発注者が実施した業務に起因するものは発注者が責任を負うものとしております。</p>
水谷委員長	<p>そうすると、先程ご指摘があった包括的な業務という部分に関してはどうなのでしょう。完全に半分半分ということなのか、総まとめ的な部分については、受注者にお願いするという意味で包括的と書かれているのか。ちょっとよくわからないのですが。</p>

山下(担当課)	<p>完全な包括委託というのは、全ての業務を民間事業者をお願いすることですが、本市はまだ焼却班に直営が残っておりますので、完全な包括委託ではございません。このため、何か故障等が発生した場合、発注者・受注者のどちらにリスクがあるのかを「業務区分」や「リスク分担」に示させていただいております。</p>
水谷委員長	<p>問題がないということであればいいと思うのですが、その辺りの文言に関してはきちんにご確認いただく方が良いと思います。</p> <p>他にいかがですか。</p>
藤田副委員長	<p>はい。委員長。</p>
水谷委員長	<p>お願いいたします。</p>
藤田副委員長	<p>今の「業務区分」のところでご説明いただき、納得している部分もあるのですが、発注者と受注者の両方に○印が付いている箇所が何か所かあるのですが、この部分については、両方とも主たる担当という理解でよろしいのでしょうか。よろしく申し上げます。</p>
山下(担当課)	<p>発注者と受注者の両方に○印が付いているものについては、両方とも主たる担当という意味であり、共同で行っていくものになります。</p>
藤田副委員長	<p>ありがとうございます。</p>
水谷委員長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
大矢委員	<p>はい。委員長。</p>
水谷委員長	<p>申し上げます。</p>
大矢委員	<p>要求水準書1ページの本業務の委託期間に関するのですが、今回の業務期間は1年間となっております。1年であれば短期間であるため、入札にご参加いただける事業者がいるのか、非常に気になるのですが、何か事業者に対して入札への参加意向等の確認は行われているのでしょうか。もし、行われているのであれば、その状況についてお尋ねします。</p>
山下(担当課)	<p>本業務につきましては、総合評価一般競争入札であるため、入札にご参加いただける事業者がいるのかについてはわかりかねますが、過去には本市の清掃施設運転維持管理事業業務委託の入札に複</p>

	<p>数者参加した実績もあるため、現在の受注者以外にもご参加いただける可能性はあるものと考えております。</p>
大矢委員	<p>わかりました。</p>
水谷委員長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>私から少し細かいところで恐縮ですが、11ページの③と④の間の部分において、③では「粗大ごみ類前処理業務」と記載されており、④では「粗大ごみ類前選別処理業務」と記載されているのですが、これは同じものを意味しているのでしょうか。</p> <p>③の部分では、もう少し意味を幅広く捉えて「粗大ごみ類前処理業務」とあえて記載しているのかについてお伺いします。</p>
山下(担当課)	<p>すみません、③と④は同じ意味です。</p>
水谷委員長	<p>同じであれば文言を合わせていただいた方が、誤解がなくて良いと思います。</p>
山下(担当課)	<p>ありがとうございます、修正させていただきます。</p>
水谷委員長	<p>もう1点、本当に細かい部分で申し訳ありませんが、その下のア)粗大ごみ類処理・処分の前選別処理業務の囲みの中で「傘の解体処理」に関する記載があるのですが、「分別こと」になっているため、「分別すること」もしくは「分別のこと」等に、修正していただくようお願いします。</p>
山下(担当課)	<p>ありがとうございます。「する」という言葉を入れさせてもらい、「分別すること」に修正いたします。</p>
水谷委員長	<p>他にいかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>もし、気付いた点等がございましたら、後ほどご指摘いただければと思います。</p> <p>それでは、議題の「要求水準書について」を終了することとし、次の「実施要領(案)について」事務局からご説明をお願いします。</p>
上野(事務局)	<p>それでは、私から「実施要領(案)について」ご説明させていただきます。</p> <p>「資料2」をご覧ください。こちらが、令和3(2021)年度総合評価一般競争入札実施要領(案)でございます。</p>

まず、1入札に付する事項として、(1)の件名については、記載のとおりです。(2)(3)(4)の説明は省略させていただき、次に(5)として今回の入札は予定価格を公表して行います。

なお、最低制限価格については設定いたしません。

予定価格につきましては、消費税及び地方消費税相当額を除き、407,990,000円であり、税込みにしますと448,789,000円となります。

次に、2入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、(1)から(5)につきましては、一般的な事項が記載されているため説明を省略させていただき、(6)では、法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税について、直近2年間の未納がないことを記載しております。(7)では、本業務を的確に遂行する組織かつ人員等を有しているものであること。

次に(8)では、統括責任者は「廃棄物処理施設技術管理者としての資格を有し」と記載しておりますが、こちらを修正させていただき、「ごみ処理施設技術管理士の資格を有し」へ変更させていただきたいと思っております。

「ごみ処理施設技術管理士の資格を有し、かつ、ごみ焼却施設での実務経験が5年以上あり、責任者としての実務経験を1年以上有するものを配置できること。」としており、ここでは統括責任者の資格や5年以上の実務経験、また責任者としての実務経験があるのかについて資格要件を定めております。

(9)では、副統括責任者（複数配置する場合は、ごみ焼却施設に従事する主たる副統括責任者）及び運転班長（ごみ焼却施設の運転業務を行う運転班長）は、ごみ焼却施設での実務経験が3年以上の者を配置できること。としており、ここでは3年以上の実務経験があるのかについて資格要件を定めております。

(10)では、平成24（2012）年4月1日から令和3（2021）年3月31日までの間において、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注のごみ焼却施設（施設規模

100トン／24時間以上)に係る運転維持管理業務(長期包括的運営委託、DBO事業又はPFI事業に限る。)の業務実績(履行中のものを含む。)を有すること。としており、ここでは企業としての業務実績について資格要件を定めております。

最後に(11)として、共同企業体は、令和3(2021)年度門真市総合評価一般競争入札共同企業体取扱要領に基づく者であること。とさせていただきます。

なお、(11)の共同企業体に関することについては「資料3」をご覧くださいと思います。

こちらが「共同企業体の取扱要領(案)」でございます。

共同企業体を設立するにあたっての取扱い等が記載されており、内容としましては、「目的」、「共同企業体の性格」、「共同企業体の構成員」、「共同企業体の代表企業」及び「共同企業体の名称」についてそれぞれ記載されており、ごく一般的な内容を記載しております。

それでは、実施要領に戻らせていただき、3入札参加申請及び入札手続きでございますが、(1)では本入札の参加に係る書類の交付に関することを記載しており、交付期間及び交付時間としましては、告示の日から令和3(2021)年9月1日(水)までの受付時間といたします。

次に、(2)質問の受付、現地見学及び参考資料の閲覧でございますが、質問の受付期間としましては、告示の日から令和3(2021)年8月17日(火)午後5時までといたします。

なお、質問に対する回答は、8月24日(火)にホームページ上に掲載したいと考えております。

次に、イの現地見学及び参考資料の閲覧についてであります。今回の入札につきましても、前回のごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援等業務委託の時と同様に、少しでも入札参加者を増やしたいという思いから、現地見学及び参考資料の閲覧を認めることといたします。

なお、現地見学及び閲覧期間につきましては、告示の日の次の日から8月20日までといたします。

続いて、6ページの(3)提出方法等として、アでは送付方法、イでは申請書類等の受付期間を記載しております。なお、入札参加申請書類につきましては、7ページの(ア)から9ページの(イ)及びオの入札書類についてご提出いただこうと考えております。

カの入札方法についてであります。今回は予定価格を事前に公表していることから入札回数につきましては1回としております。

次に、11ページの(4)入札参加資格確認結果の公表をご覧ください。

こちらでは、入札参加資格の確認の結果、参加資格要件を満たすと認められた者を入札参加者とします。ただし、参加資格要件を満たすと認められた者が多数となった場合は、参加資格要件を満たすと認められた者の中で、10の一次審査（企業の総合力の審査）評価点上位3者を入札参加者とします。また、一次審査評価点上位3者までに同点の入札参加者が複数となった場合は、本選定委員会で協議のうえ、理由を付して3者を入札参加者とします。

なお、入札参加資格を認めなかった入札参加申請者には、別途、理由を通知する旨を記載しております。

公表につきましては、令和3（2021）年9月10日（金）に実施したいと考えております。

続いて、4入札保証金、5入札参加申請の取下げについては、記載のとおりです。

次に、6開札の執行であります。

日時としましては、令和3年（2021）年9月27日（月）午後2時から実施したいと考えております。

続きまして、13ページの7プレゼンテーション審査書類の提出についてであります。

詳しくは本業務評価基準の部分でご説明いたしますが、こちらにつきましても、前回のごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援等

業務委託と同様に、4つのテーマと全体の評価をお願いしたいと思います。

(1)では提出部数等について記載し、(2)では提出方法、(3)では提出期間についてそれぞれ記載しております。

なお、提出期間につきましては、入札参加資格確認結果の公表により本入札の参加資格があると通知を受けた時から令和3（2021）年9月27日（月）の午後3時までとしております。

次に、8 総合評価による選定方法でございます。

手続きの手順としては、(1)一次審査（企業の総合力の審査）、(2)二次審査（プレゼンテーション内容審査）、(3)価格審査となっております。

(4)では、(1)から(3)までの合計で最高評価点を得た入札参加者から順に落札候補者、2位の落札候補者、3位の落札候補者としますが、合計点が満点の6割に満たない場合は、落札候補者として選定しないものとします。

なお、評価点が高点の入札参加者が複数となった場合は、本選定委員会で協議のうえ、理由を付して順位を決定するとの旨を記載しております。

次に、9 総合評価の配点につきましては、本業務評価基準に基づき、200点満点としております。

(2)本業務評価基準につきましては、こちらも後ほど「評価基準（案）」の部分でご説明をさせていただけたらと思います。

次に、10一次審査（企業の総合力の審査）でございますが、(3)審査内容については「評価基準（案）」の評価の着眼点を記載しています。

次に、11二次審査（プレゼンテーション内容審査）ですが、こちらにつきましても前回と同様にプレゼンテーションを録画形式にて行いたいと考えております。

録画の開催日時としては、9月下旬を予定しています。

なお、録画につきましては(ウ) その他で、①配置予定の統括責

任者を含む3名以内でご出席いただき、本業務を担当する統括責任者が、制限時間20分以内に提案書に記載されている事項について、説明や補足等を行っていただきたいとの旨を記載しております。

続いて、イ委員による質疑については、こちらも前回と同様にウェブ会議システムを活用したオンライン会議にて開催したいと考えております。

(ア) 開催日時については、令和3(2021)年10月上旬を予定しております。

(エ) その他として、①配置予定の統括責任者を含む3名以内でご出席ください。委員からの質問に対して、的確かつ具体的に回答を行うものとする旨の内容を記載しております。

なお、質問時間は30分程度を予定しております。

次に、12価格審査につきましては、それぞれ記載のとおりです。

13選定結果の通知及び公表につきましては、10月中旬を予定しております。

続いて、14無効の入札についてであります。こちらは一般的な事項について記載しております。

19ページの15失格となる入札参加者、16契約の締結、17契約保証金、18支払条件、19契約規則の閲覧につきましては、それぞれ記載のとおりです。

20ページの20入札の延期又は中止についてであります。今回入札参加申請者が2者に満たない場合は、入札会を中止いたします。

21その他につきましては、一般的な事項であるため、説明を省略させていただきます。

最後に、22問合せ先については、本選定委員会事務局を記載しております。

続いて、様式へ移らせていただきます。

まず、総合評価一般競争入札参加申請書を提出していただきますが、単独企業と共同企業体では提出内容が異なることから、それぞれ様式でA-1(単独企業用)とA-2(共同企業体用)に分けて

提出いただくことを考えております。

次に、様式のB-1では、統括責任者の資格及び業務経歴について記載いただくことにしております。

様式B-2につきましては、副統括責任者の資格及び業務経歴について記載いただくことにしております。

様式B-3につきましては、運転班長の資格について記載いただくことにしております。

続きまして、様式Cは共同企業体用でございますが、「業務委託共同企業体協定書（案）」を提出いただくことを考えております。

なお、これまでに実施した総合評価一般競争入札においても、同様の協定書を用いており、他市においても共同企業体を構成する際には、同様のものが用いられております。

続きまして、様式D（共同企業体用）でございますが、こちらは入札や見積りに関する件であるとか、契約の締結に関する件等について構成企業が代表企業に委任するための委任状となっております。

次に、様式Eでは会社の概要について記載いただき、様式Fでは、事業者の実績（業務実績）として、上段では「全連続燃焼式焼却炉で処理能力（100トン／24時間以上）の運転管理業務実績」に関し、上位5項目について記載いただき、下段では「粗大ごみ処理施設で処理能力（30トン／5時間以上）の運転管理業務実績」に関し、同じく上位5項目について記載していただこうと考えております。

様式Gでは入札及び契約締結等に関する委任状、様式Hでは使用印鑑届、様式Iでは誓約書、様式Jでは入札保証金免除申請書をそれぞれ提出いただこうと考えております。

様式Kの質問書につきましては、K-1（実施要領用）、K-2（要求水準書用）に区別しております。

続きまして、様式1が入札書、様式2が積算内訳書、様式3が入札参加申請取下書、様式4が郵便入札開札立会申込書、様式5が立

	<p>会人委任状となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明について、確認しておきたい事項ですとかご質問等があればお願いいたします。</p>
水谷委員長	
大矢委員	委員長。よろしいでしょうか。
水谷委員長	はい、お願いします。
大矢委員	実施要領2ページ2の(8)「統括責任者」の部分において、後半に「責任者としての実務経験を有する」との記載がありますが、この「責任者」とはどのような人物を想定しているのかお伺いします。
水谷委員長	事務局お願いします。
上野(事務局)	責任者につきましては、ごみ焼却施設における統括責任者及び副統括責任者、もしくは業務に関連する責任者等を想定しております。
大矢委員	ありがとうございました。
水谷委員長	他にいかがでしょうか。
安田委員	委員長。よろしいですか。
水谷委員長	お願いします。
安田委員	18ページの選定委員会委員による質疑、(エ) その他の①の部分についてであります。前回実施した発注支援等業務委託の質疑において、事業者から主任技術者以外の2人が回答しても構いませんかと言われた気がするのですが、前回もどなたが回答されても良かったのでしょうか。
	もし、今回についても統括責任者のみであれば、その旨を記載する方が良いのではないかと思ったのですが。
上野(事務局)	お答えします。委員ご指摘のとおり前回の質疑では主任技術者のみに対応することになっておりましたが、前回の事業者からの相談を受け、今回から少し条件を緩和して、3名の内、誰が発言しても良いという形に変更させていただきました。
安田委員	それであれば結構です。

水谷委員長	他にいかがでしょうか。
宮井委員	委員長。よろしいでしょうか。
水谷委員長	お願いします。
宮井委員	実施要領 2 ページ(9)の後半部分において、運転班長は、ごみ焼却施設での実務経験が 3 年以上の者を配置できること。と記載されております。 一方、様式 B-3 の配置予定技術者調書（運転班長）では、資格のみで業務経歴を記載する欄がないと思うのですが、統括責任者や副統括責任者と同じく、業務経歴の欄を記載しておいた方が良いのではと思うのですがいかがでしょうか。
上野(事務局)	委員ご指摘のとおり、参加資格要件に 3 年以上の者を配置できること。としていることから、実務経験の記載欄を設けたいと思うのですが、いかがでしょうか。
宮井委員	結構です。
水谷委員長	大事なところでした。ご意見いただきありがとうございます。 他にいかがでしょうか。
藤田副委員長	よろしいでしょうか。委員長。
水谷委員長	お願いします。
藤田副委員長	今の点に関して、様式 B-3 の実務経験年数の記載というのは、イメージとして前ページの様式 B-2 の裏面の業務経歴に記載されているとおり、何年何月から何年何月まで 6 個ぐらいを記載していただくのか、単に実務経験年数、例えば 4 年何か月みたいな感じに留められるのか、その辺りは何か具体的に計画されているのでしょうか。よろしく願いいたします。
上野(事務局)	今、ご指摘いただいた点につきましては、どの記載方法が最適かまだ決めておりませんので、今後検討させていただけたらと思います。
藤田副委員長	ありがとうございます。
水谷委員長	様式 B に関連するのですが、業務経歴の欄外※ 1 に「単独、JV の別を記入してください。」との記載がありますが、共同企業体＝JV

	<p>だということをごどこかに記載されているのでしょうか。</p>
上野(事務局)	<p>共同企業体=JVだという文言は、現時点で記載していないため、</p>
	<p>実施要領もしくは様式でわかるようにさせていただきます。</p>
水谷委員長	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
	<p>他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
	<p>それでは、次の議題に移りたいと思います。</p>
	<p>「評価基準（案）」について、事務局よりご説明をお願いいいたします。</p>
	<p>ます。</p>
上野(事務局)	<p>それでは、「評価基準（案）」についてご説明をさせていただきます。</p>
	<p>「資料4」をご覧ください。</p>
	<p>「評価基準（案）」につきましては、A3用紙が1枚、A4用紙</p>
	<p>が2枚となっております。</p>
	<p>まず、詳細についてご説明させていただきますので、「別紙1」</p>
	<p>からご説明させていただきます。</p>
	<p>こちらが、一次審査の評価内容となっております。評価につきましては、AからEの5段階で評価を行いたいと考えております。</p>
	<p>評価内容としましては、まず左側の「企業の組織力」でございます。</p>
	<p>本業務を安定的に行うことのできる事業者であるかを審査する</p>
	<p>必要があることから、右の評価項目を定めております。</p>
	<p>1つ目が「資本金」でございます。2点目が「事業経歴」でござ</p>
	<p>います。3点目が「主要な資格の所有者数としてごみ処理施設技術</p>
	<p>管理士」でございます。最後に「ISO等の認証取得」でございま</p>
	<p>す。</p>
	<p>まず「資本金」については、評価を5,000万円毎に区切らせてい</p>
	<p>ただき、A評価については2億円以上とし、配点を5点。次に、B</p>
	<p>評価については1億5,000万円以上から2億円未満とし、配点を4</p>
	<p>点。次に、C評価については1億円以上1億5,000万円未満とし、</p>
	<p>配点を3点。次に、D評価については5,000万円以上1億円未満と</p>
	<p>し配点を2点。E評価については5,000万円未満とし、配点を1点</p>

とそれぞれ区分しております。

次に「業務経歴」については、A評価を30年以上とし、配点を5点。B評価を20年以上とし、配点を4点。C評価を10年以上とし、配点を3点。D評価を5年以上とし、配点を2点。E評価を5年未満とし、配点を1点とそれぞれ区分しております。

次に「主要な資格の所有者数としてごみ処理施設技術管理士」については、評価人数を5名毎に区切らせていただいております。A評価を20名以上とし、配点を5点。B評価を15名～19名とし、配点を4点。C評価を10名～14名とし、配点を3点。D評価を5名～9名とし、配点を2点。E評価を5名未満とし、配点を1点とそれぞれ区分しております。

最後に「ISO等の認証取得」については、A評価をISO9001、ISO14001の両方を取得していれば、配点5点。C評価をISO9001とISO14001のどちらかを取得していれば、配点3点。E評価をその他の認証取得のみであれば、配点1点としております。

続いて「企業の業務実績」については、右の評価項目を定めております。

1つ目が「全連続燃焼式焼却炉で、処理能力（100トン／24時間以上）の運転管理業務実績」でございます。2つ目が「粗大ごみ処理施設で、処理能力（30トン／5時間以上）の運転管理業務実績」でございます。

まず「全連続燃焼式焼却炉で、処理能力（100トン／24時間以上）の運転管理業務実績」については、A評価を5件とし、配点を5点。B評価を4件とし、配点を4点。C評価を3件とし、配点を3点。D評価を2件とし、配点を2点。E評価を1件とし、配点を1点とそれぞれ区分しております。

次に「粗大ごみ処理施設で、処理能力（30トン／5時間以上）の運転管理業務実績」については、評価につきましては先ほどの「全連続燃焼式焼却炉で、処理能力（100トン／24時間以上）の運転管理業務実績」と同様ですが、今回、粗大ごみ処理施設については、参

加資格要件を規定しておらず、実績がない場合も想定されることから、お配りした資料では、E評価が1件となっておりますが、1件以下に修正したいと思います。

申し訳ありませんが、訂正のほどよろしくお願いいたします。

続きまして「統括責任者の能力及び業務実績」については、右の評価項目を定めております。

1つ目が「技術士等の資格の有無」でございます。2つ目が「ごみ焼却施設での責任者としての実務経験」でございます。

まず、統括責任者の能力については「技術士等の資格の有無」とし、下段に記載させていただいております技術士等の資格の有無で判断したいと考えております。

なお、本業務に関連する国家資格を今回の判断基準としているため、講習等で取得可能な資格については、除外しております。

資格としては、①技術士（廃棄物－資源循環）②技術士補（廃棄物－資源循環）③ごみ処理施設技術管理士④電気主任技術者⑤電気工事士⑥公害防止管理者（大気、騒音・振動、ダイオキシン類）⑦衛生管理者⑧エネルギー管理士⑨毒物劇物取扱責任者⑩危険物取扱者の10種類としております。

まず、統括責任者の「技術士等の資格の有無」については、A評価を5種以上とし、配点を5点。B評価を4種とし、配点を4点。C評価を3種とし、配点を3点。D評価を2種とし、配点を2点。E評価を1種以下であれば、配点を1点とそれぞれ区分しております。

次に「ごみ焼却施設での責任者としての実務経験」については、A評価を5年以上とし、配点を5点。B評価を4年とし、配点を4点。C評価を3年とし、配点を3点。D評価を2年とし、配点を2点。E評価を1年とし、配点を1点とそれぞれ区分しております。

続きまして、「副統括責任者の能力及び業務実績」については、右の評価項目を定めております。

1つ目が先程と同じく「技術士等の資格の有無」でございます。

2つ目が「ごみ焼却施設での実務経験」でございます。

なお、副統括責任者を複数配置する場合は、ごみ焼却施設に従事する主たる副統括責任者を評価することといたします。

まず、「技術士等の資格の有無」につきましては、統括責任者の評価と同様であるため、説明は省略させていただきます。

次に「ごみ焼却施設での実務経験」につきましては、A評価を7年以上とし、配点を5点。B評価を6年とし、配点を4点。C評価を5年とし、配点を3点。D評価として4年とし、配点を2点。E評価を3年とし、配点を1点とそれぞれ区分しております。

最後に「運転班長（ごみ焼却施設の運転業務を行う2名）の能力」については、右の評価項目を定めております。

こちらにつきましても「技術士等の資格の有無」を求めることといたしますが、統括責任者及び副統括責任者の評価と同様であるため、説明は省略させていただきます。

続きまして、「別紙2」をご覧ください。

こちらが、二次審査及び価格審査の表となっております。

こちらの評価基準を用いて、二次審査であるプレゼンテーションの評価を行っていただきたいと考えております。

左上から順に「評価項目」、「評価の着眼点」、「配点」、「判断基準」となっており、判断基準としては「高い」、「やや高い」、「普通」、「やや低い」、「低い」の5段階としております。

評価項目としては、テーマ①からテーマ④及び全体の評価としております。

まず、テーマ①としては「本業務における実施体制と技術者の配置」とし、評価の着眼点としては、「業務を確実かつ効果的に実施できる体制であるか。」、「業務を実施するために必要な技術者が配置されているか。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。なお、配点につきましては、それぞれ5点満点としております。

次に、テーマ②としては、「安定的かつ効率的な事業運営を行うための課題と対応策」とし、評価の着眼点としては「課題の抽出は適切か。」、「課題解決のための対応策は、有効な内容か。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。なお、配点につきましては、それぞれ5点満点としております。

次に、テーマ③としては、「災害時における施設の復旧等に向けた課題と対応策」とし、評価の着眼点としては、「課題の抽出は適切か。」、「課題解決のための対応策は、有効な内容か。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。なお、配点につきましては、それぞれ5点満点としております。

次に、施設の維持管理費に多額の費用がかかっていることを踏まえ、テーマ④としては、「経済的な維持管理を行うための課題と対応策」とし、評価の着眼点としては、「課題の抽出は適切か。」、「費用対効果を勘案した適切な内容か。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。なお、配点につきましては、それぞれ5点満点としております。

最後に、「プレゼンテーション（全体の評価）」とし、評価の着眼点としては、「業務内容や課題を適切に理解しているか。」、「適切な説明を行うことのできるコミュニケーション能力を有しているか。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。なお、配点につきましては、それぞれ10点満点としております。

なお、下段に記載しております価格審査につきましては、評価点の80点に「入札参加者のうち最低入札価格」を分子に、「入札参加者毎の入札価格」を分母にして評価いたします。

なお、価格審査につきましては、事務局で評価いたします。

次に、A3の評価基準（案）に戻っていただきまして、上段の「一次審査」につきましては、事務局で評価いたします。

「二次審査のプレゼンテーション」については、委員の皆様には評価いただきたいと考えております。「価格審査」については、先程述べたとおりです。

	<p>配点としては、「一次審査」60点満点、「二次審査」60点満点。「価格審査」80点満点の合計200点満点としております。</p> <p>なお、「二次審査」につきましては、委員の皆様の評価点をテーマ毎に平均し、その平均点を小数点第1位まで算出して各テーマの点数といたします。</p> <p>「価格審査」につきましては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位を点数といたします。</p> <p>審査結果については、審査項目別の合計点のみ公表いたします。</p> <p>「二次審査」の実施にあたり、「一次審査」の結果は委員へ示さないことにしたいと考えております。</p> <p>なお、「二次審査」につきましては、評価が終わりましたら事務局へメール送信等いただきたいと思っております。</p> <p>「評価基準（案）」に関する説明は以上となります。</p> <p>ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの説明に対しまして、確認しておきたい事項ですとかご質問等いかがでしょうか。</p>
水谷委員長	委員長。よろしいですか。
藤田副委員長	お願いします。
水谷委員長	「資料4」の「別紙1」について、ご確認いただきたい点が3点ほどあります。
藤田副委員長	<p>1点目は、「企業の実務実績」の欄でA評価をそれぞれ5件とされていますが、他の項目については「以上」が付いていて、表記を統一する意味で「5件以上」とされた方が良いのではないかと思います。</p> <p>2点目ですが、先程様式の変更等に関する議論があったと思いますが、運転班長についても、実務経験が3年以上とわかる経歴を様式等で求めるのであれば、副統括責任者も同じ3年以上の実務経験であるため、運転班長についても、実務経験を評価事項に入れてはどうでしょうか。今のところだと運転班長の2名は、資格をいくつ</p>

	<p>持っているのかのみで評価することになっているのですが、本当に資格だけで良いのか、副統括責任者の方と同様に、実務経験も評価に入れるのかどうか。この点についてどのように考えているのか、2点目の質問でございます。</p> <p>3点目、最後になります、統括責任者の方は5年以上の実務経験があり、かつ責任者としての実務経験を求めることとなり、統括責任者、副統括責任者、運転班長の経験において評価基準に差があるのですが、これは統括の人だから責任者としての経験を評価に入れるという理解でよろしいのでしょうか。</p> <p>3点ご回答いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
上野(事務局)	<p>まず、1点目の「企業の業務実績」の5件についてであります、実施要領において、「事業者の実績については、委託金額が大きなものかそれぞれ5件までを記載する」としていたことから、5件以上とはいたしませんでした。</p> <p>次に、2点目の運転班長を資格のみとしている件についてありますが、副統括責任者との差をつけるという意味で、運転班長については実務経験を外し、資格のみの評価とさせていただきました。</p> <p>ただ、運転班長は2名分評価いたしますので、副統括責任者と合計点では同じとなります。</p> <p>最後の3点目につきましては、副委員長のお見込みのとおりでございます。</p>
藤田副委員長	<p>ご説明ありがとうございました。</p>
水谷委員長	<p>すみません、今の話に関して業務実績は5件までを記載するとしていたことから、5件以上にはしなかったというご説明でありましたが、実際の業務実績としては5件と限らないのですか。</p>
上野(事務局)	<p>そのとおりです。</p>
水谷委員長	<p>それであれば、他とのバランスを考えると、5件確定していれば5件以上と記載しておく方がより正確かと思えます。業務実績としてはもしかすると、6件とか7件、それ以上の可能性もあるので、</p>

	<p>ここはA評価を5件以上とされた方が良いのではないかと聞いていて思いました。</p>
上野(事務局)	<p>それでは、5件以上に修正させていただきます。</p>
水谷委員長	<p>それと私からもう1点、今のお話を伺っていて少し気になったのですが、運転班長は結局何人記載してもらうのでしょうか。</p> <p>組織に班長を割り当てるという形で書いており、例として組織図みたいなものがあったかと思うのですが。</p>
宮井委員	<p>要求水準書の27ページですね。</p>
水谷委員長	<p>ここで、運転班長が沢山書かれているのですが、具体的に2名とは、何か兼ねているということなのでしょうか。</p>
上野(事務局)	<p>今回の運転班長は、ごみ焼却施設の運転業務を行う2名について評価をしたいと考えております。</p>
水谷委員長	<p>それであれば、その横に記載している「集塵灰安定化装置運転の運転班長」とか「粗大ごみ処理施設運転の運転班長」は評価の対象外ということですか。</p>
上野(事務局)	<p>はい。そのように考えております。</p>
水谷委員長	<p>わかりました。これに関連して伺いたいのですが、この2名の資格の有無について何種以上というのは、2名分を合計して評価するのですか。</p>
上野(事務局)	<p>それぞれが5点ずつ配点されているため、1人ずつの評価となります。</p>
水谷委員長	<p>なるほど、A3の評価基準(案)に書いてありましたね。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>他に委員の皆様いかがでしょうか。</p>
宮井委員	<p>委員長。よろしいでしょうか。</p>
水谷委員長	<p>お願いします。</p>
宮井委員	<p>「企業の組織力」のごみ処理施設技術管理士の資格所有者数を評価する部分ですが、ごみ処理施設技術管理士というのは、日本環境衛生センターが認定する「廃棄物処理施設技術管理者」になるための資格の1つであったと思います。</p>

	<p>なぜ、ごみ処理施設技術管理士の資格所有者数を評価するのか。技術管理者と技術管理士、少しややこしい部分もあるのでその辺も含めて教えていただければと思います。</p>
上野(事務局)	<p>この件に関しては、内容がわかりにくい部分もございますので、資料をご用意させていただきます。</p> <p>こちらが、廃棄物処理施設技術管理者となるための資格として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に規定する学歴経験等の要件ということで、こちらのように様々な要件が示されており、それと合わせて、かつ、平成12（2000）年12月28日付の厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知の衛環第96号において、「技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましいものであること。」と示されております。</p> <p>このことから、技術管理者となる方の資格要件を補完し、望ましいとされる技術管理者を養成し、その能力を認定するごみ処理施設技術管理士を今回の入札参加者の専門性を図る項目として設定をいたしました。</p>
宮井委員	<p>ありがとうございます。</p>
水谷委員長	<p>事業者に対して何名いますかと聞いて、該当する全員分の認定証の写しを添付していただくお考えですか。</p>
上野(事務局)	<p>はい、そのように考えております。</p>
水谷委員長	<p>そうですか。</p> <p>私は、事業者の規模と何名ぐらい該当するのかがよくわからないのですが、この評価基準である20名以上というのは、事業者からしたらどうなのでしょう。該当していたら全員分が提出されるものなのでしょうか。</p>
上野(事務局)	<p>過去の事例だけで申しますと、数多くの資格を記載されている事業者の方もいらっしゃいました。</p>
水谷委員長	<p>点数に反映されるため、目一杯提出されるのですかね。</p>

上野(事務局)	そうですね。
水谷委員長	はい、わかりました。 他にいかがでしょうか。
藤田副委員長	委員長。よろしいでしょうか。
水谷委員長	お願いします。
藤田副委員長	私は、業界の事情が全くわかっておらず、ちょっと見当外れな質問になるのかもしれませんが、「企業の組織力」の評価で主要な資格の所有者数を聞く資格が、ごみ処理施設技術管理士というご説明だったと思うのですが、その評価の刻みが5名ずつとなっており、これは標準的な事業者をどう見るかなのですが、大体20人ぐらいがベースとなっていて、あとは5名ずつで評価基準を設定すれば点数に差が出るっていうものなのではないでしょうか。  逆に、中小企業でも正社員数の所有者割合が高いケースについては、非常に「企業の組織力」としては、高く評価したいと思っております。例えば100人いる会社の100人と1,000人いる会社の100人だと割合が全然違ってきますので事情はわからないのですが、例えば20名以上、あるいは正社員の内、何割だったら良いとか数だけで評価しても妥当なものなのか。この辺りについてはいかがでしょうか、よろしく願いいたします。
上野(事務局)	申し訳ございません。正直そこまでは想定しておりませんでした。今回は、ごみ焼却施設に関する一般的な資格として、ごみ処理施設技術管理士の人数を評価基準といたしました。  ご指摘いただいたとおり、規模によって正社員数に対する所有者割合等は異なってくるかと思うのですが、実際にどのような事業者が入札に参加されるのか想定できないことから、今回は資格の所有者数で縛らせていただいた次第でございます。
水谷委員長	副委員長いかがでしょうか。
藤田副委員長	量的な評価で良いのかということで、質みたいなものは今回評価しなくて良いのかという点と、こういう評価基準で複数者参加された場合、点数に差が付くのかの2点がちょっと気になりました。

	<p>もうすでにどの事業者も所有されていて、全員5点が付くっていうものなのか、事業者によっては5点の会社もあれば1点の会社もあるみたいな性質のものなのか。その辺りのところも踏まえて検討されているのであれば、今のご説明で十分理解できましたので、よろしくをお願いします。</p>
水谷委員長	<p>ありがとうございます。もう少し補足説明等があれば、事務局お願いしたいのですが、点数はばらつくのでしょうか。</p> <p>私もちょっと実態をよく知らないものですから、情報があれば教えていただきたいと思います。</p>
上野(事務局)	<p>実際のところ、ホームページ等でも確認いたしました。資格の所有者数は特に掲載されておらず、事務局といたしましても20名とか5名とかで点数にばらつきが出るのかというところまでは、今回確認できませんでした。</p>
水谷委員長	<p>このことから、20名ぐらい所有していれば「企業の組織力」はあると判断し、5名ずつ割り振りさせていただいた次第であります。</p> <p>わかりましたというか、ちょっとやむを得ない感じですね。</p> <p>ご指摘ありがとうございました。</p> <p>他になにか気になる点、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
宮井委員	<p>それでは委員長。私の方からもう1点よろしいですか。</p>
水谷委員長	<p>はい、お願いします。</p>
宮井委員	<p>一次審査で「企業の組織力」ですとか「業務実績」を審査することになっておりますけれども、共同企業体の場合、どのように評価するのかが明記されていないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
上野(事務局)	<p>共同企業体の場合、企業に関する点等は、代表企業のみを審査対象とさせていただきたいと思います。</p>
水谷委員長	<p>どこかに明示されていきましたか。どこかにあったような気がします。</p> <p>例えば、様式Eでは、「共同企業体の場合は、代表企業について記載してください。」と記載されていますね。</p>

上野(事務局)	はい、そこには記載しております。
水谷委員長	そうすると、先程の資格のごみ処理施設技術管理士の嵩上げをすることはできないようになっているのですね。
上野(事務局)	はい。ただ、委員ご指摘のとおり、実施要領には、共同企業体をどのように評価するのかの記載はしていなかったと思いますので、確認し記載するようにしたいと思います。
宮井委員	お願いします。
水谷委員長	<p>それでは、時間もかなり押してきておりましたので申し訳ありませんが、いかがでしょうか。</p> <p>他のご質問等、よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、全体を通してでも構いませんし、最初の方に議論した内容も含めて、何か他にご質問ですとか、改めて気付いた点等あればお聞きしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、ご質問等が無いようですので、一応本日の纏めとして、特に文言については、「瑕疵担保」というような、法律上しっかり修正しないといけない点がございました。</p> <p>あと、「包括的な」というような言葉の位置づけ等の話ですね。そのあたりご確認いただきたいと思っております。</p> <p>それから、「細かい誤字・脱字レベルの間違い」等もいくつかご指摘いただきましたので、ご対応いただきたいと思います。</p> <p>それから、修正すべき点として、運転班長に関する実務経験年数をきちんと問えるような様式に「変更・修正」をお願いするということと、評価の内容で「以上・以下」の記載を改めて確認しつつ、横並びでやっていただくというようなことがあったと思います。</p> <p>他に何か纏め漏れしている部分がございますたら、ご指摘いただきたいのですが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですかね。</p> <p>そうしましたら、ただいまのような点等を踏まえ、事務局においてきちんと修正していただき、今後の手続きを進めていただきたいと思います。</p>

	<p>と思います。</p> <p>それでは、議事としては以上かと思imasので、委員の皆様には、会議の円滑な進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。若干時間を押してしまって申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、事務局へお返ししたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
松岡(事務局)	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>本日いただきましたご意見等を踏まえまして、資料の修正等を行ってまいりたいと思いますが、日程的な制約等もござimasので、「修正後の資料」と「議事録の確認」につきましては、委員長にお願いさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
松岡(事務局)	<p>申し訳ありませんが、委員長よろしくお願いいたします。</p>
水谷委員長	<p>承知いたしました。責任をもって確認したいと思います。</p>
松岡(事務局)	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>もう1点ですが、入札参加者が2者に満たない場合の再公告についてであります。再公告となった場合につきましては、入札条件等を一部変更することになります。もし変更することになりましたら委員の皆様にはメール等でご確認いただき、ご意見をお聞きしたうえで、委員長にご相談させていただき、決定させていただきたいと考えておりますが、こちらの方もよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
松岡(事務局)	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、次第の5「その他」でござimas。</p> <p>次回の第4回事業者選定委員会の開催日程でござimasが、10月上旬とありましたが、具体的には10月6日(水)もしくは7日(木)を想定しております。</p> <p>なお、入札参加者が1者のみの場合は再公告となりますので、その場合は、委員会の開催日程を11月下旬頃とさせていただきたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>現時点で、10月6日、7日の日程につきまして、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。</p>
水谷委員長	<p>私は、今のところ何も入っていないのですが、他の委員の方は、すぐに日程がわかるのでしょうか。</p>
藤田副委員長	<p>安田委員は大丈夫という事ですね。ありがとうございます。</p> <p>次回の会議体は対面でしょうか。あるいはオンライン開催でしょうか。というのが1点と、確実に参加可能なのは6日（水）の午前中と7日（木）の午後であれば大丈夫ですが、会議体の回答がまだ先になるようでしたら、それも含めて6日の午前中あるいは7日の午後というご回答に留めさせていただければと思います。よろしくお願いたします。</p>
松岡(事務局)	<p>ありがとうございます。どのような形態でさせていただくということも含めまして、また皆さんにご連絡させていただきたいと思っております。</p> <p>基本的には、今回と同じくウェブ会議システムを活用したオンライン開催にて行いたいと考えております。</p>
宮井委員	<p>それであれば、7日の午後にさせてもらったらどうですか。</p>
松岡(事務局)	<p>7日の午後は皆さんよろしいでしょうか。</p>
水谷委員長	<p>はい、大丈夫です。</p>
松岡(事務局)	<p>すみません。それでは、7日の午後に開催したいと思しますので、またご協力よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、第3回事業者選定委員会を閉会させていただきます。</p> <p>長時間にわたり、ありがとうございました。</p>